

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第20号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項及び第2項中「(50)」を「(52)」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

建築住宅課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第21号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第22条に次のただし書を加える。

ただし、第2号から第4号までに掲げる事項は、総務部長が別に定める場合に限るものとする。

第22条第3号中「（総務部長が別に定めるものを除く。）」を削り、同条第5号中「繰出金」、「積立金」及び「（基金の運用から生ずる収益の当該基金への積立てに係るものを除く。）」を削り、同条第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

別表第1の12中「須坂商業高等学校 須坂東高等学校 須坂高等学校 須坂園芸高等学校」を「須坂東高等学校 須坂高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

会 計 課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月30日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第5号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3の一般国道406号の項を次のように改める。

一般国道406号	長野市道平林古野線との交差点から一般国道18号との交差点（長野市大字東和田字下組南沖769番8地先）まで
	一般国道18号との交差点（長野市大字柳原字五反田2075番の9地先）から県道村山綿内停車場線との交差点まで

別表第3の松本市道3546号線の項の次に次のように加える。

松本市道5039号線	松本市道5501号線との交差点から松本市道5503号線との交差点まで
------------	------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道406号（長野市道平林古野線との交差点から一般国道18号との交差点（長野市大字東和田字下組南沖769番8地先）までの区間に限る。）又は松本市道5039号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第169号

地域発元気づくり支援金交付要綱（平成19年長野県告示第234号）の一部を次のとおり改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部 守一

第4第1項第1号のか中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改める。

第5第1項の表の1 施設の整備その他別に定める事業の項中「県全域」を「県全域又は地域」に、

市町村等 公共的団体等	交付対象経費の3分の2以内の額
を	

市町村等	交付対象経費の3分の2以内（支援金の交付を受けようとする年度の当初における財政力指数（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第2条第1項に規定する財政力指数をいう。）が県平均以下の市町村は、4分の3以内）の額
公共的団体等	交付対象経費の4分の3以内の額

に改め、「（後進地域の開

発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第2条第1項に規定する財政力指数をいう。」を削り、同表の2～1以外の事業の項中「県全域」を「県全域又は地域」に改め、同第5第2項中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改める。

第6第1項から第6項まで、第7第3項、第8第1号から第3号まで並びに第14第1項及び第2項中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改める。

第16第2項中「所轄地方事務所」を「所轄地域振興局」に改める。

地域振興課

長野県告示第170号

長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報（平成17年長野県告示第91号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

表の長野県職員（獣医師）採用選考考査の項中「身体検査及び」を削り、同表の狩猟免許試験の項中

「地方事務所

を

」

「地域振興局

に改める。

」

情報公開・法務課

長野県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

安曇野市

2 都市計画事業の種類及び名称

安曇野都市計画下水道事業 安曇野市公共下水道

3 事業施行期間

平成3年1月10日から

平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

安曇野市

2 都市計画事業の種類及び名称

安曇野都市計画下水道事業 安曇野市公共下水道（明科処理区）

3 事業施行期間

平成5年3月8日から

平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第173号

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱（平成元年長野県告示第93号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。ただし、第8条、第13条及び第15条の改正規定は、公布の日から施行します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

第8条の見出しを「（農薬適正使用研修会等）」に改める。

第8条第1項中「農薬安全使用研修会」を「農薬適正使用研修会等」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

2 事業者は、前項の水質監視等の結果、異常が認められたとき又は農薬の流出その他の事由により異常が生ずる恐れがあるときは、直ちに、ゴルフ場の所在地を管轄する地域振興局の長及びゴルフ場が所在する市町村の長に連絡するとともに、その原因について調査し環境保全対策に努めるものとする。

第13条中「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年5月24日付環水土第77号環境庁水質保全局長通知）」を「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について（平成29年3月9日付け環水大土発第1703091号環境省水・大気環境局長通知）」に改める。

第14条第3項を次のように改める。

3 事業者は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により測定した農薬の濃度が指針値を超えたときは、直ちに、その旨をゴルフ場の所在地を管轄する地域振興局の長及びゴルフ場が所在する市町村の長に連絡するとともに、当該農薬の使用の中止その他の必要な措置を講ずるものとする。

第15条中「ゴルフ場使用農薬に係る水道水の安全対策について（平成2年5月31日付衛水第152号厚生省生活衛生局水道環境部長通

知)の定める暫定水質目標の値」を「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について(平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)で定めた農薬類(水質管理目標設定項目)の対象農薬リストの目標値」に改める。

農業技術課

長野県告示第174号

林業技術者養成講習要綱(昭和40年長野県告示第323号)の一部を次のように改正し平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

第5中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

信州の木活用課

長野県告示第175号

林業再生総合対策事業補助金交付要綱(平成21年長野県告示第450号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

第10中「所轄地方事務所長」を「所轄地域振興局長」に改める。

信州の木活用課

長野県告示第176号

次に掲げる告示は、平成29年3月31日限り、廃止します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 森林組合協業事業資金利子補助金交付要綱(昭和47年長野県告示第682号)
- 2 入会資源活用総合対策事業補助金交付要綱(昭和52年長野県告示第582号)

信州の木活用課

長野県告示第177号

林業構造改善事業補助金交付要綱(昭和55年長野県告示第756号)は、平成29年3月31日限り、廃止し、この告示による廃止前の林業構造改善事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

信州の木活用課

長野県告示第178号

特定地域林業振興総合対策事業補助金交付要綱(昭和56年長野県告示第412号)は、平成29年3月31日限り、廃止し、この告示による廃止前の特定地域林業振興総合対策事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

信州の木活用課

長野県告示第179号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塙3037の1

- 2 指定の目的
落石の危険の防止

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第180号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松川町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第181号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市刈谷原町字袖ヶ久保152のイの1、字トコナメシキミカゲ995の11

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第182号

上田市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成28年12月20日から平成29年3月14日まで

3 作業地域

上田市

建設政策課

長野県告示第183号

中部地方整備局 飯田国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(数値化)「地図情報レベル5000」

2 作業期間

平成28年11月1日から平成29年3月17日まで

3 作業地域

塩尻市、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡木曽町、木曽郡木祖村、木曽郡大桑村

建設政策課

長野県告示第184号

国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 標高データ(地図情報レベル1000、1.0mメッシュ)

2 作業期間

平成28年8月30日から平成29年3月17日まで

3 作業地域

松本市、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第185号

長野県中堅層向けゆとり賃貸住宅供給計画認定要綱(平成7年長野県告示第703号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日以降に公募を行う賃貸住宅に係る供給計画から適用します。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

第7を次のように改める。

(書類の経由)

第7 この要綱の規定により知事に提出する書類は、賃貸住宅の所在地を管轄する建設事務所の長を経由して提出するものとする。ただし、公社にあっては、直接知事に提出するものとする。

建築住宅課

長野県告示第186号

災害危険住宅移転事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第90号)は、平成29年3月31日限り、廃止し、平成28年度以前の年度のこの告示による廃止前の災害危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成29年3月30日

長野県知事 阿部守一

建築住宅課

長野県伊那建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年4月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月30日

長野県伊那建設事務所長 坂田浩一

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 川上唐木沢線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字横川字伊良沢837番の口地先から上伊那郡辰野町大字横川字伊良沢1003番の口地先まで	旧	m 11.3~19.0	km 0.0445
上伊那郡辰野町大字横川字日向43番地先から上伊那郡辰野町大字横川字伊良沢1003番の口地先まで	新	m 4.7~24.0	km 1.2782

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 川上唐木沢線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字上島字渡戸1360番のイ地先から上伊那郡辰野町大字上島字追ヶ崎1600番の8地先まで	旧	m 4.0~23.4	km 0.2786
上伊那郡辰野町大字上島字渡戸1360番のイ地先から上伊那郡辰野町大字上島字渡戸1363番地先まで	新	m 12.0~23.4	km 0.0625

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したい旨、国土交通省関東地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から平成29年4月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月30日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 158線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市安曇3559番4地先から松本市安曇3559番5地先まで	旧	m 13.1~28.5	Km 0.1200
同上	新	m 13.1~28.5 ----- 16.3~30.2	Km 0.1200 ----- 0.1200

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年4月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月30日

長野県北信建設事務所長 萩野厚

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 117号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字豊津字東川端2520番の1地先から飯山市大字蓮字伍位野2738番の1地先まで	旧	m 5.2~61.1	Km 7.3496
中野市大字豊津字東川端2520番の1地先から中野市大字豊津字東川端2539番地先まで	新	m 14.1~68.3	Km 0.1868
中野市大字豊津字東川端2520番の1地先から中野市大字豊津字東川端2539番地先まで	新	m 14.1~36.0	Km 0.1868

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 南永江替佐停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字豊津字東川端2479番の16地先から中野市大字豊津字東川端2520番の1地先まで	旧	m 11.4~25.1 ----- 13.6~42.4	Km 0.2800 ----- 0.2543
同上	新	m 13.6~36.0	Km 0.2543

道路管理課

長野県公安委員会告示第8号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、特定講習を行う指定講習機関を次のとおり指定しました。

平成29年3月30日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

1 指定講習機関

指定を受けた者			特定講習を行う事務所		特定講習の種別
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	
株式会社中野自動車学校	中野市大字吉田1108番地	山田 彰一	中野自動車学校	中野市大字吉田1108番地	準中型免許に係る初心運転者講習
株式会社ドリームモータースクール	長野市川中島町原639番地	仁科 良三	ドリームモータースクール昭和	長野市川中島町原639番地	準中型免許に係る初心運転者講習
株式会社上田自動車学校	上田市天神3丁目10番43号	畠 洋樹	上田自動車学校	上田市天神3丁目10番43号	準中型免許に係る初心運転者講習
株式会社伊那自動車教習所	伊那市美篤9623番地の2	伊藤 哲雄	伊那自動車教習所	伊那市美篤9623番地の2	準中型免許に係る初心運転者講習
株式会社飯田自動車学校	飯田市鼎切石5092番地6	蜂谷 伸	飯田自動車学校	飯田市鼎切石5092番地6	準中型免許に係る初心運転者講習
株式会社信州ジャパン	塩尻市大字広丘吉田352番地1	清水 保夫	信州塩尻自動車学校	塩尻市大字広丘吉田352番地1	準中型免許に係る初心運転者講習
株式会社信州ジャパン	塩尻市大字広丘吉田352番地1	清水 保夫	信州松本もとまち自動車学校	松本市元町3丁目3番10号	準中型免許に係る初心運転者講習

2 指定を行った年月日

平成29年3月23日

東北信運転免許課

選告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成26年分の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党長野県看護連盟支部から次のとおり訂正の報告がありました。

平成29年3月30日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

別冊の自由民主党長野県看護連盟支部中

「2 支出総額	732,986」
を	
「2 支出総額	632,986」
に、	
「 政治活動費	703,286
組織活動費	603,286」
を	
「 政治活動費	603,286
組織活動費	503,286」
に改める。	

選挙管理委員会

選告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成27年分の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党長野県看護連盟支部から次のとおり訂正の報告がありました。

平成29年3月30日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

別冊の自由民主党長野県看護連盟支部中

「1 収入総額	2,055,063
前年繰越額	1,510,332」
を	
「1 収入総額	2,155,063
前年繰越額	1,610,332」
に改める。	

選挙管理委員会